

**松本市に発出している特別警報Ⅱを解除するとともに
一部区域における営業時間の短縮等の要請を終了します**

令和3年2月3日

新型コロナウイルス感染症長野県対策本部長

1 経緯

松本圏域における感染のさらなる拡大が全県の医療提供体制に大きな影響を及ぼすおそれがあったことから、医療施設や高齢者施設等で複数の感染が確認されるなど、とりわけ感染の拡大が顕著な松本市について、1月8日に感染警戒レベルを5に引き上げ「新型コロナウイルス特別警報Ⅱ」を発出しました。

松本市においては、その後も集団的な感染などのリスクの高い事例が継続して確認されたことから、感染の連鎖を未然に防ぐため、1月20日にはさらなる対策の強化として、松本市の一部区域における酒類の提供を行う飲食店等に対して営業時間の短縮等の要請を行いました。

2 特別警報Ⅱの解除及び営業時間短縮等の要請の終了

松本市における直近1週間（1月27日～2月2日）の人口10万人当たり新規陽性者数は3.76人（陽性者数9人）と、特別警報Ⅱ発出時の28.38人（陽性者数68人）、対策強化時の30.05人（陽性者数72人）を下回り、感染状況は落ち着いていることから、2月4日をもって、松本市に発出している特別警報Ⅱを解除するとともに、一部区域においてご協力いただいた酒類の提供を行う飲食店等に対する営業時間の短縮等の要請を予定どおり終了します。

この間、県の要請にご協力いただいた松本市にお住まいの皆様、松本都市計画区域内の市街化区域の事業者の皆様に心から感謝申し上げます。

なお、松本市については、直近1週間の人口10万人当たり新規陽性者数は10.0人を下回っているため、2月5日から感染警戒レベルを3とします。

3 感染拡大防止のお願い

松本圏域における感染警戒レベル3としての「新型コロナウイルス警報」は継続中です。引き続き感染防止策へのご協力をお願いします。